

電子車検証の交付に伴う県税関係業務のお願いについて

国土交通省において、令和5年1月4日から車検時等に電子車検証が交付されます。

電子車検証は県税申告受付等業務に係る次の項目が車検証券面から非表示とされ、その内容を確認するためには「車検証閲覧アプリ」から電子車検証にあるICタグを読み取る必要があります。

詳しくは、国土交通省が開設した「電子車検証特設サイト」をご覧ください。



●URL: <https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

電子車検証特設サイト

検索

(電子車検証特設サイト)

◎電子車検証で券面から非表示となる主な項目（県税申告受付等業務に必要な項目を抜粋）

○所有者の住所及び氏名 ○使用者の住所 ○燃費基準の達成度

これに伴い県税務課分室及び税務課で行っております次の業務につきまして一部変更となります。ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

1. 自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）の受付について

次の登録の場合は、運輸支局で登録の前（新車検証の交付前）に自動車会議所8番窓口において「所有者の住所及び氏名」「使用者の住所」「燃費基準」の事前確認をさせていただいております。

○移転登録 ○変更登録 ○構造変更や用途変更
○県外ナンバーからの移転と同時に行う抹消登録

この場合「車検証閲覧アプリ」で登録前の自動車の電子車検証で出力した「自動車検査証記録事項」をご持参いただけますと、確認がスムーズになります。

（新しく登録した自動車については、運輸支局で交付される「自動車検査証記録事項」をお持ちください。）

2. 環境性能割の事前税額照会について

電子車検証では、**税率の判断に必要な「燃費基準」**等の情報が車検証券面から非表示となります。

これまで車検証をFAXいただいておりますが、令和5年1月以降に交付される電子車検証のFAXでは正しい税率が判断できません。（軽自動車は令和6年1月以降の交付が予定されています）

税額照会を依頼される場合は、次のものをFAX頂きますようお願いいたします。

①手元に車検証がある場合

(1) 電子車検証（令和5年1月以降発行のもの）の場合

車検証閲覧アプリで出力した「自動車検査証記録事項」をFAX

(2) 旧車検証（令和4年12月までのもの）の場合

車検証をFAX

※FAX送信時は次の項目を記載してください

- ①車両の車種、グレード、装備、色など
- ②次回の登録区分（自家用・営業用）
- ③照会者の名称（担当者名も）
連絡先（電話番号及びFAX番号）
- ④登録予定年月（令和5年4月 など）

②車検証がない場合

別紙「自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割 照会・回答票」に車両情報等（燃費基準も要記入）を記入しFAX（様式は、石川県ホームページからダウンロードできます。）

●石川県ホームページ URL: <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/qa/a11.html>

●検索エンジンからアクセス

石川県 環境性能割 照会

検索

FAX送信先	石川県税務課分室	076-239-3635
	石川県税務課自動車税グループ	076-225-1275



※ 回答は、時間がかかる場合がありますので、登録の日の3日前までを目安に余裕をもってご照会ください。

回答時間の目安

16:00～ 8:30まで	➡	9:00以降にFAXで回答
8:30～12:00まで	➡	13:00以降にFAXで回答
12:00～16:00まで	➡	16:00以降にFAXで回答

回答につきましては、ご照会順に回答しておりますので、お急ぎでない場合は、登録予定日が決まっているものを優先してご照会いただきますようご協力をお願いいたします。（大量照会はこの回答が遅れる原因となります）

※ 申告時（登録の日）には、県税窓口へ回答のあったFAXをご持参いただくとスムーズです。

※ 新規登録時は、種別割が月割りで課税されます。税額の確認が必要な場合は、余白にその旨ご記載ください。

【お問い合わせ先】

石川県税務課 分室（自動車会館内） TEL: 076-239-3631

石川県総務部税務課 自動車税グループ TEL: 076-225-1273